

《 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ!! 》

1

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、事業に大きな影響を受けた事業者の皆様に対して、事業の継続を下支えすることを目的に給付されます。



2

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、売上急減に直面する事業者の皆様に対して、事業の継続を下支えするため支払った地代・家賃等の一部が給付されます。



3

雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、従業員に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部または全部が助成されます。



4

ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業・小規模事業者等が事業計画に基づいて、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資に対してその一部が補助されます。



5

小規模事業者持続化補助金

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組みに要する経費の一部が補助されます。



6

IT導入補助金

事業計画に基づく業務効率化・売上増加を目的に、中小企業・小規模事業者が自身の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部が補助されます。



7

新型コロナウイルス感染症特別貸付

一時的な業況悪化を来した事業者のために、信用力や担保に依らず一律金利とした融資制度。特別利子補給制度により要件を満たした場合利子が減免されます。



8

実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資において、セーフティネット4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用し要件を満たした場合保証料・利子が減免されます。



9

公租公課の納付猶予制度

公租公課の一部について一括で納付することにより事業継続や生活に困難をきたす場合等に申請に基づき納付が猶予される場合があります。



10

固定資産税・都市計画税の減免

事業収入の減収幅に応じて中小企業・小規模事業者が保有する事業用の建物や設備等の固定資産税・都市計画税（2021年度分）が減免されます。



コロナ禍を登り切れ!

事業者のための 各種助成等のご案内

本年2月末より政府によるコロナ対策が立て続けに実施されています。給付金は要件を満たした方すべてに給付され返済の必要はありません。各施策の詳細につきましては経済産業省が発表している新型コロナウイルス感染症関連支援策パンフレットまたは各施策の実施主体のホームページをご覧ください。



ご質問・ご相談・申請サポートは

狭山商工会議所 経営支援課へ

☎04-2954-3333